



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和元年 5月

高等教育の修学支援新制度について

(令和2年4月からの実施に向けた高校等での予約採用)

文部科学省 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

文部科学省「高等教育段階の教育費負担軽減」のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

現在の制度：大学等奨学金事業の充実

2019年度予算額 1,272億円
(前年度予算額 1,161億円)



<2019年度予算>

事業概要

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。

- このため、
- ①給付型奨学金制度の着実な実施
 - ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
 - ③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備

など、大学等奨学金事業の充実を図るとともに、を進める。

①給付型奨学金制度の着実な実施 基金：140億円(35億円増)

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金事業費：3,715億円(131億円増)

2018年度から本格的に開始した制度を着実かつ安定的に実施

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：(国公立・自宅) 月額2万円(年額24万円)
(国公立・自宅外/私立・自宅) 月額3万円(年額36万円)
(私立・自宅外) 月額4万円(年額48万円)

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：41,400人〔うち新規 20,000人〕
(2018年度：22,800人)

新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

2020年度に予定する、新たな高等教育費の負担軽減方策に含まれる給付型奨学金の拡充に向けた準備を行うための体制を整備する。

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	56万4千人 ※2017年度に拡充した新規貸与者4.4万人の枠を引き続き拡充 〔他被災学生等分1千人〕	76万5千人
事業費	3,715億円(131億円増) 〔他被災学生等分9億円〕	6,762億円(9億円減)
うち 一般会計等	政府貸付金(一般会計) 1,029億円 財政融資資金 50億円	財政融資資金 6,694億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
(2019年度採用者)	家計	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合)
		一定年収(700～1,290万円)以下
返還期間	卒業後20年以内 <所得連動返還を選択した場合> ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子)
		(2018年11月貸与終了者)
		利率見直し 0.01%
		利率固定 0.33%

③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円(新規)

2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の円滑な実施に向けて、都道府県における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る経費を措置

(参考) 現行の給付型奨学金制度について

給付型奨学金制度の本格実施

✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し

✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に、平成29年度に先行実施した制度を、平成30年度から本格的に実施。

※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入

※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して、制度を安定的に運用

<平成30年度給付型奨学金の概要>

対象	大学、短期大学、高専(4・5年)、専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	①国公立(自宅) 2万円(年額24万円) ②国公立(自宅外) 3万円(年額36万円) ③私立(自宅) 3万円(年額36万円) ④私立(自宅外) 4万円(年額48万円) ※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

予算額・対象規模

<平成30年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型	22,800人	87億円 (30年度は基金として105億円を措置)

※ 本格実施後(学年進行完成後)の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金
進学者 2万人【新規】※

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】 *現在、政省令案のパブリックコメント中

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 ((令和2年度の在学生(既入学者も含む) から対象))
 【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額(試算) 約7,600億円
 (国：約7,100億円 地方：約500億円)

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

当面のスケジュール
 令和元年 7月頃 予約採用の手続開始
 夏以降 対象大学等の公表
 令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

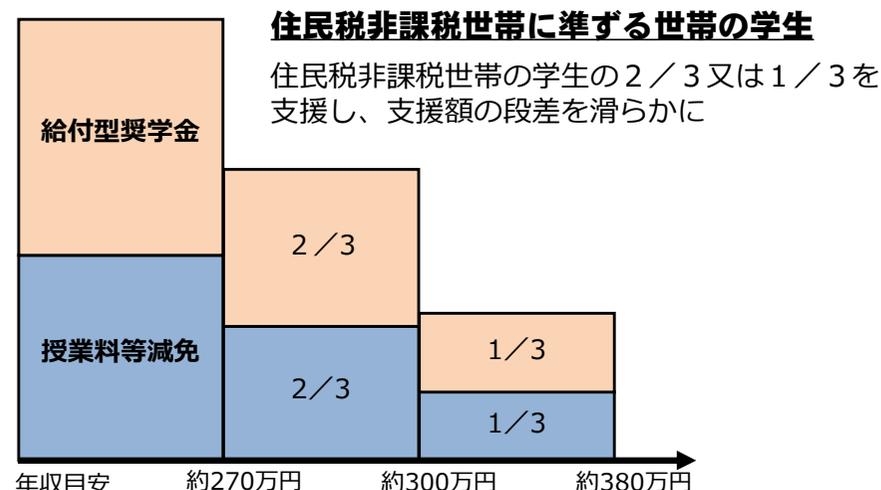
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本学生支援機構が各学生に支給
 ○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



(両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる)

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

- (1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】
 ※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）
- (2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】
- (3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。【第7条】
 （参考）支援の対象となるための要件（省令で規定）
 - ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
 - ・外部人材の理事への複数任命
 - ・適正な成績管理の実施・公表
 - ・法令に則った財務・経営情報の開示
 - ・経営に問題のある大学等でないこと
- (4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

学校種	交付金の交付・要件確認を行う者
国立大学・高専	国（設置者）
私立大学・高専	国（所轄庁）
公立大学・高専	都道府県・市町村（設置者）
私立専門学校	都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担）

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

- (1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】
- (2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】
- (3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

III. その他

- (1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】
- (2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- 令和2年4月1日を予定。法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

1. 新制度のポイント（現行制度との比較）

(1) 授業料等減免

	現行制度	新制度 (現在、政省令案のパブリックコメント中)
実施根拠	各大学等が独自に実施	各大学等が法律に基づき実施

(2) 給付型奨学金

	現行制度	新制度 (現在、政省令案のパブリックコメント中)
支給額月額	2万円～4万円 ※国立大学等で授業料減免を受けている場合は減額あり	2.9万円～7.6万円（非課税世帯の場合）に大幅拡充 ※大学・短大・専門学校の場合（高等専門学校は、1.8万円～4.3万円） ※国立大学等で授業料減免を受けている場合でも 減額なし
対象	住民税非課税世帯 ※生活保護受給世帯、社会的養護を必要とする人含む。	住民税非課税世帯に加え、 準ずる世帯（非課税世帯の2/3または1/3の額を支給）
推薦について	<ul style="list-style-type: none"> 高校等ごとの<u>推薦枠（人数上限）あり</u> 日本学生支援機構のガイドラインに基づき高校等が策定した推薦基準に基づいて選考 	<ul style="list-style-type: none"> 高校等ごとの<u>推薦枠（人数上限）なし</u> 高校等において推薦基準の策定不要 高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、学修意欲や進学目的等を確認（ただし、進学後は学習状況に厳しい要件）
経済要件 (所得・資産) の確認	<ul style="list-style-type: none"> 経済要件（所得・資産）の確認にも高校等が関与 資産の確認のため通帳の写しを学校経由で提出 	<ul style="list-style-type: none"> 所得は日本学生支援機構において確認 資産の確認は自己申告による（通帳の写しの提出不要）
申込方法	予約採用のみ（進学後の申請不可）	予約採用・ 在学採用 を実施（進学後の申請も可）

2. 新制度で高校等にお願いしたいこと

(1) 生徒、保護者への広報・周知

これまで経済的事情で進学をあきらめていた生徒にも進学ができる新制度の内容について、生徒、保護者への周知をお願いします。

(2) 学修意欲の確認

新制度では、高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、明確な進路意識と強い学びの意欲の確認(※)をお願いしますが、一方で、大学等への進学後には、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

生徒が予約採用を申し込む際、適切な進路指導を通じて、新制度の理解を促すとともに、進路意識や学修意欲があることについて十分な確認を行っていただくようお願いいたします。

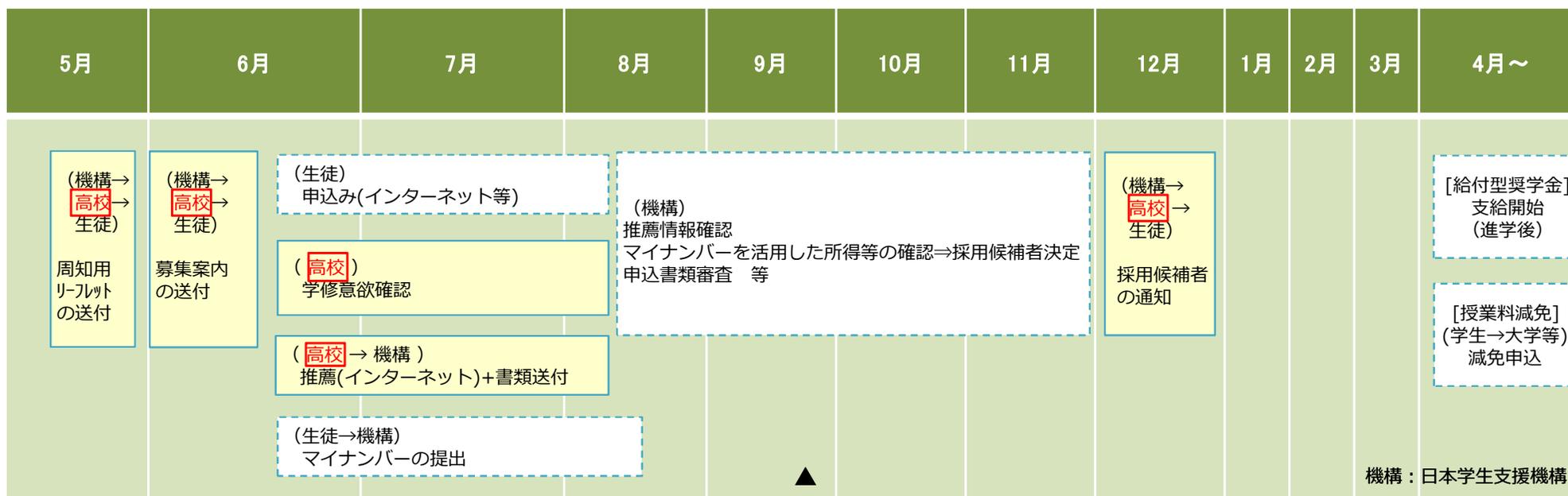
(※) 5～6月に文部科学省から実施方法等の手引きを提示

(3) 生徒からの申込書類受付、日本学生支援機構への推薦・書類送付等

申込者の提出書類及びインターネットでの申込情報に誤りがない(※)ことを確認の上、インターネットで成績等の推薦情報を入力し、推薦をお願いいたします。

(※) 所得の確認は、申込者から高校等を経由せずに提出されたマイナンバーにより機構が行いますので、学校での確認は不要です。また、申込書類の機構への送付をお願いいたします。

3. 高校等における申込手続の流れ



支援措置の対象となる学生等の認定要件について

(省令)別紙1

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)*

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税となる者*を含む。)

※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産*の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

* 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件(採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準(資料6参照)により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用	在学採用	
高校3年生	1年生	2～4年生
申請時期：入学前年度	申請時期：入学年 4月*	申請時期：在学中(毎年) 4月
高校2年次(申込時)までの評定平均値が、 3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。 3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。 (高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。)	(1) 進学前の評定平均値が算出できる場合 次の①か②のいずれかに該当すること ① 高校の評定平均値が3.5以上であること ② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること (2) 進学前の評定平均値が算出できない場合 次の①から③のいずれかに該当すること ① 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること ② 高卒認定試験の合格者であること ③ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること	在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること または 次のいずれにも該当すること ① 修得単位数が標準単位数*以上であること ※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数 ② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること ※ ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準(資料6参照)において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

次により大学等へ進学した者を1度に限り支援の対象とする。

- ① 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験を受けることができる者となった日の属する年度から5年を経過していない間に当該試験の合格者となり、合格後2年の間に入学が認められ進学した者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、上記の要件に準じて20歳以下で大学等へ進学した者

支援対象者の在学中の支援の扱いについて

(省令)別紙6

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

【適格認定の基準と支援の扱いについて】

	基準	支援の扱い
学業成績・学修意欲に関すること 各学年末に判定し、4月からその結果を反映 (ただし、修業年限が2年以下である場合は、各学年の途中にも判定(10月からその結果を反映))	次のいずれかに該当すること ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数が標準単位数※の5割以下であること ※標準単位数=(卒業必要単位数/修業年限)×支援対象者の在学年数 ③ 出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況にあると大学等が判定したこと ④ 下の「警告」に連続して該当すること	支援の打ち切り (学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、返還を求める。)
	次のいずれかに該当すること(上の「支援の打ち切り」に該当する者を除く。) ① 修得単位数が標準単位数の6割以下であること ② GPA(平均成績)等が下位4分の1に属すること (なお、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置については、追って、省令で規定することを予定) ③ 出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況にあると大学等が判定したこと	警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する。 (連続して「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。)
家計の経済状況に関すること 毎年の夏頃に判定を行い、10月からその結果を反映	【収入】 ※採用時と同一の基準 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること (算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額)* ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 (基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税の者※を含む。) ※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある。 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上~25,600円未満 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上~51,300円未満	支援の停止または支援区分・支援額の変更 直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は、支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は、支援を停止する。 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は、支援を再開する。)
	【資産】 ※採用時と同一の基準 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること (基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満	支援の停止 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する。)

【上記以外の支援の打ち切りについて】

次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切る。(①又は②に該当する者には、返還を求める。)

- 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者
- 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上のものに限る。)の懲戒処分を受けた者
- 支援の継続手続を行わなかった者(手続後に支援を再開)

【上記以外の支援の停止について】

- 大学等から休学を認められた場合には、その間、支援を停止し、復学時に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- 3カ月未満の停学及び訓告の懲戒処分を受けた場合も支援を停止する。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、訓告の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。

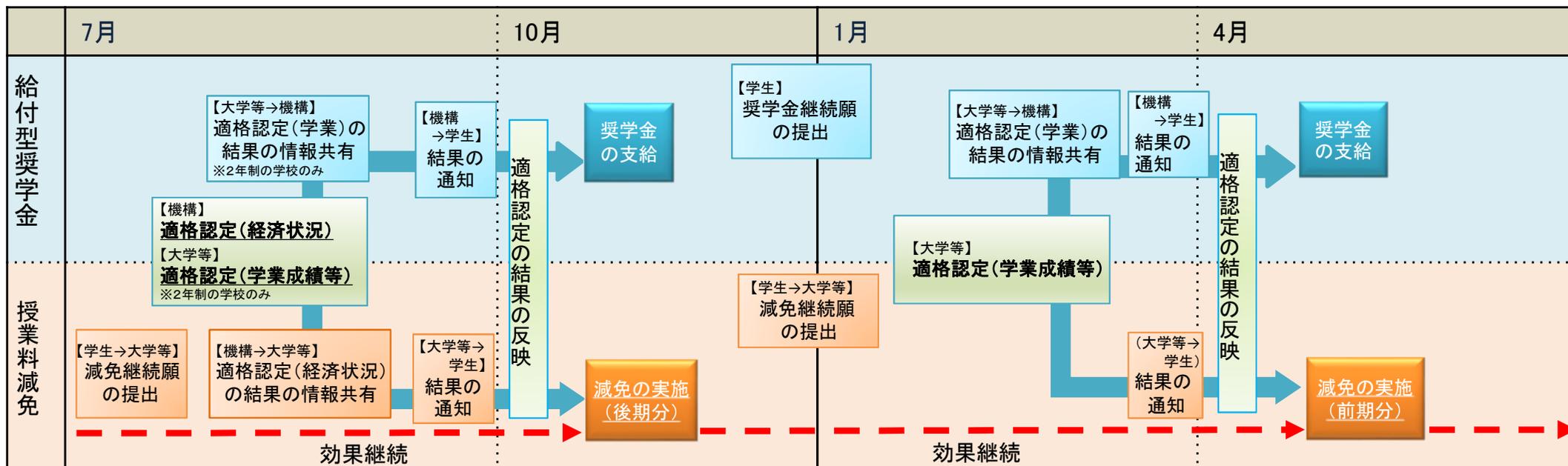
【転学・編入学の場合の支援期間について】

- 転学・編入学をした場合(以下の※に該当する場合を除く。)は、転学・編入学先の大学等の修業年限まで支援期間を延長する。(ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して6年を上限とする。)
- ※ 転学・編入学前の学校に在学しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合は、支援の対象としない。

支援対象者の適格認定のスケジュールについて

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

- 適格認定の手続は、以下のとおり実施することを予定しており、適格認定の基準に適合するかどうかの判定結果に基づき、必要に応じ、支援措置の見直し(支援の打ち切り・支援額の変更)を行う。



【家計の経済状況に関する基準の適合判定について】

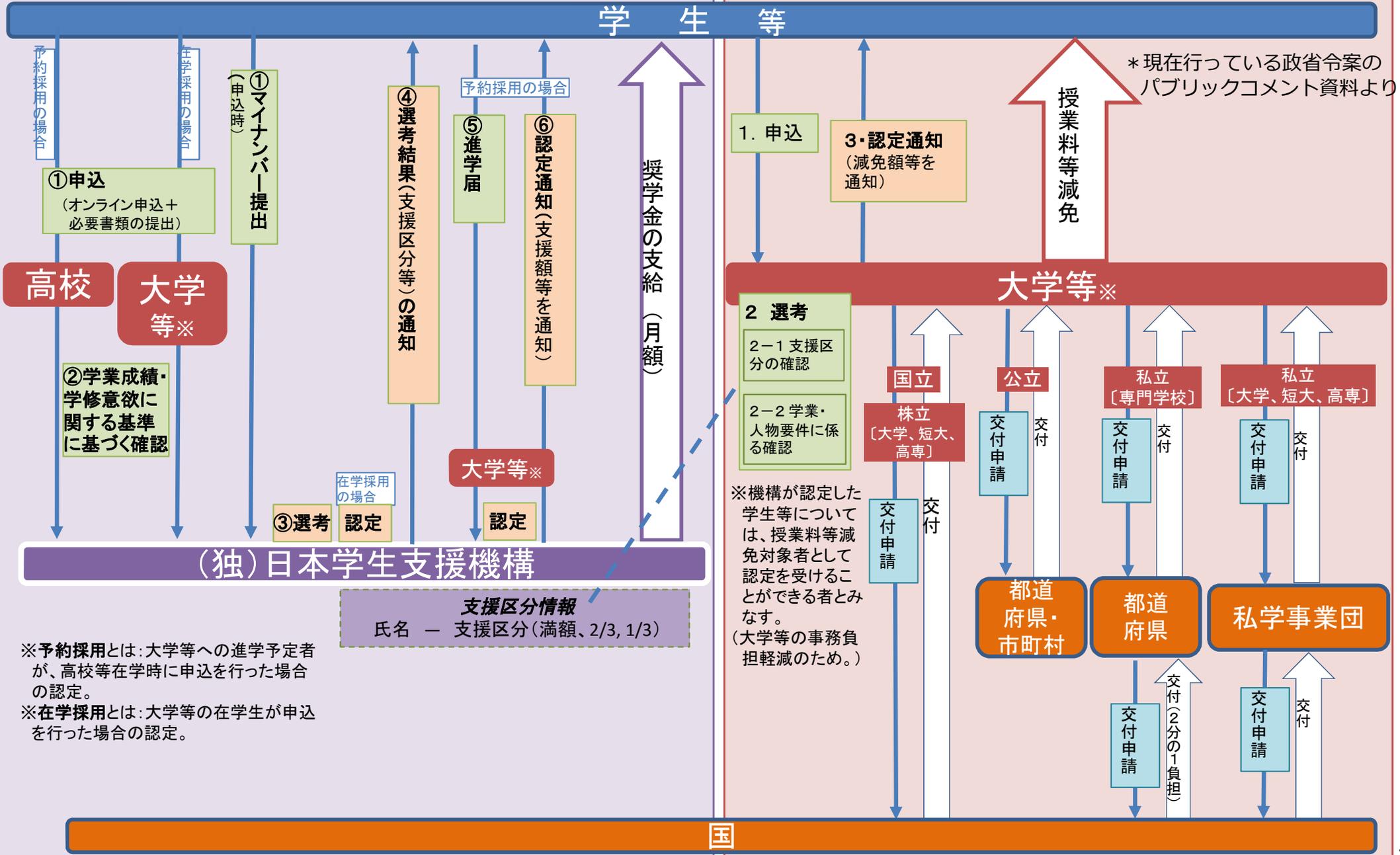
- ・ 家計の経済状況について、毎年夏頃に適格認定を行い、その判定結果を10月に反映する。

【学業成績等に関する基準の適合判定について】

- ・ 学年末に適格認定を行い、その判定結果を翌学年当初に反映する。
- ・ ただし、高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校については、毎年2回(夏頃と学年末に)適格認定を行う。その判定結果を10月と翌学年当初にそれぞれ反映する。

給付型奨学金(学資支給金)

授業料・入学金の減免



※予約採用とは: 大学等への進学予定者が、高校等在学時に申込を行った場合の認定。
 ※在学採用とは: 大学等の在学生在が申込を行った場合の認定。

支援区分情報
 氏名 - 支援区分(満額、2/3、1/3)

※機構が認定した学生等については、授業料等減免対象者として認定を受けることができるものとみなす。(大学等の事務負担軽減のため。)

※ 「大学等」とは、大学等における修学の支援に関する法律第7条第2項の確認要件(機関要件)を満たすことについて確認を受けた大学等である
 ※ 減免費用の交付に関することは、追って、省令で規定する予定

*現在行っている政省令案のパブリックコメント資料より

- 給付型奨学金と支援の趣旨目的や対象が同様の支援制度との併給に関して、国費による支援の重複を整理する観点から、他法令に基づく同様の支援の受給者について、給付型奨学金の額の特例を設ける。

<1. 給付型奨学金と同様の支援制度について>

以下に掲げる支援を受ける者については、給付型奨学金の併給調整の対象者とする。

- 教育訓練支援給付 (雇用保険法)
- 訓練延長給付 (雇用保険法)
- 技能習得手当及び寄宿手当 (雇用保険法)
- 職業訓練受講給付金 (職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律)
- 高等職業訓練促進給付金 (母子父子寡婦福祉法)

<2. 併給調整の対象者の給付奨学金の額について>

1. の支援を受けている期間は、給付型奨学金の額を0円とする(給付型奨学金を支給しない)。

○ 法第7条第2項第1号の「大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準」は、次のとおりとする。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど、実践的教育が行われる授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない合理的な理由を説明・公表することが必要。

2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 法第7条第2項第2号の「大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準」は、次のとおりとする。

・ 次のいずれにも該当する大学等でないこと（国（国立大学法人及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人及び地方独立行政法人を含む。）が設置者である大学等を除く。）

① 直前の3年度のすべての収支計算書において「経常収支差額」がマイナス

② 直前の年度の貸借対照表において「運用資産と外部負債の差額」がマイナス

③ 直近3年度のすべての収容定員充足率が8割未満

※ これらの基準の専門学校への適用に際し、③の収容定員充足率については「8割未満」の基準を引き下げる経過措置を設ける。（一定期間の経過措置であり、2019年度は「6割未満」とする。）

※ 以上の内容の詳細は「機関要件の確認への対応のポイント」(次ページ以降)参照。2019年度の特例も含めて記載。

経済的理由で進学を
あきらめないよう

学びたい気持ちを
応援します！



大学・短期大学・
高等専門学校（4年・5年）・
専門学校に進学する人が対象!!!



新しい「給付型奨学金」と「授業料等減免」
2020年4月からスタート!
（入学金を含む）



詳しくは裏面へ▶▶

調べてみよう!

特設サイト
「高等教育への進学支援」



進路を考えると、お金のことがちよつと気になる…

話しにくいけど、大切なことです。

そもそも奨学金には

「給付型」と「貸与型」があります。



2020年4月入学の人に、ビッグニュース!!

「給付型奨学金」の対象が広がります。

授業料・入学金もサポートしてもらえようになります!

【新しい支援対象の学校は?】

大学・短期大学・高等専門学校・専門学校で
国の確認を受けた学校(2019年夏以降公表)

【どんな人が対象になるの?】



世帯収入の要件を満たしている
こと(住民税非課税世帯及びそ
れに準ずる世帯)



学ぶ意欲のある学生であること
(高校が成績だけで判断せず、
レポートなどで学ぶ意欲を評価)

進学後にしっかりと勉強しなかった
場合には支援が打ち切られます

【支援額はどれくらい?】

住民税非課税世帯の学生で
私立大学に自宅外から通う場合

- ・給付型奨学金が年額約91万円支給されます。
- ・入学金約26万円、授業料が年額約70万円を
上限に減免。

住民税非課税世帯に準ずる世帯の場合

- ・住民税非課税世帯の学生の
2/3又は1/3の金額が支援されます。

※家族構成や世帯収入で支援額は異なります。

2019年(高校3年生)申請スケジュール

↓すぐスタート!

5月～6月頃

自分が給付型奨学金の対象か、
JASSOのサイトなどで家族と一緒に調べよう



「対象かも」と思ったら、
先生に申請書類をもらおう

マイナンバーの
提出が必要なので、
早めに準備を!

支援額を計算できる
シミュレーションの
ページはこちら

7月頃

JASSOの奨学金申込専用サイト
「スカラネット」で申し込もう(一部、書類の提出が必要)



国等が対象となる学校を公表
自分の進学予定校が対象となるか確認しよう

夏以降

支援の対象になったら通知が届く
(予約採用の候補者決定通知)



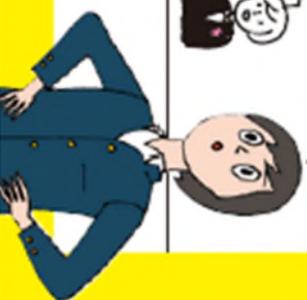
経済的に難しくても
進学するチャンス…
授業のために先生や
保護者に相談
してみよう

2020年
4月

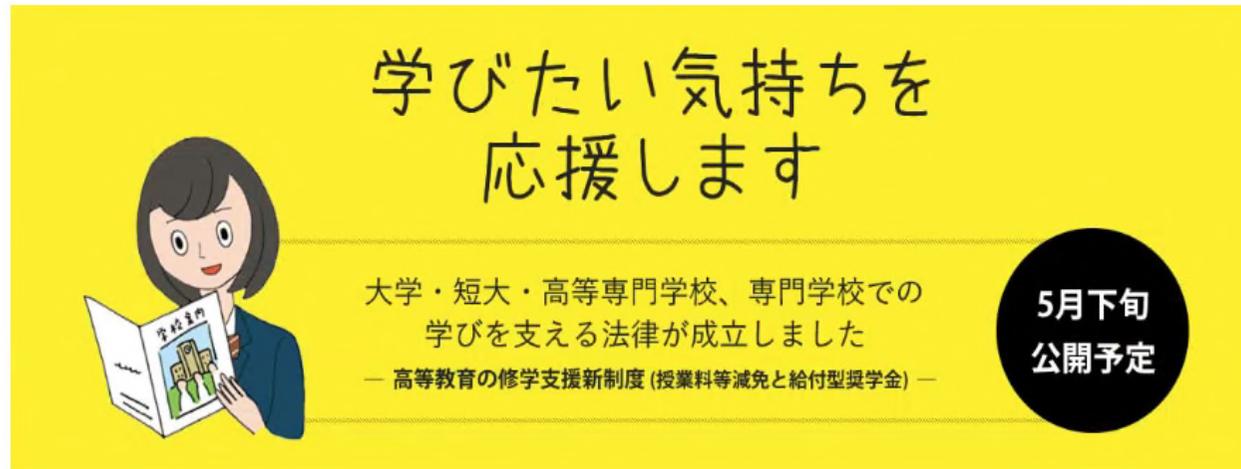
対象となる学校に入学
「スカラネット」で進学届を提出
授業料等の減免は、進学先で手続き



新しい支援制度
くわしくは特設サイトへ



● 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)サイト公開について



学びたい気持ちを
応援します

大学・短大・高等専門学校、専門学校での
学びを支える法律が成立しました
— 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金) —

5月下旬
公開予定

高校等の生徒のみなさん。

大学等に進学して勉強したいのに、授業料や生活費など、
お金が心配で、進学しようかどうか、迷っていませんか。

学びたい気持ちを経済的にしっかりと支える法律が成立しました。

本サイトでは、高等教育の修学支援新制度の情報を5月下旬に公開予定です。

予定されているコンテンツは下記となります。

- ・高等教育の修学支援新制度ってどんな制度？
- ・どんな学生が対象になる？(支援の対象者)
- ・どのくらい支援してもらえる？(支援の金額)
- ・手続きの方法を教えてください
- ・手続きのスケジュールを教えてください
- ・進学後に必要なことを教えてください
- ・Q&A
- ・もっと詳しく知りたいときは (リンク集)

○ 文部科学省の
特設ホームページ
アドレス

<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

(高校等の生徒に向けたサイト)

進学資金シミュレーターの概要

高等教育機関への進学を考えている生徒及びその保護者が、進学に当たっての資金計画を立てる際に、ウェブサイト上で自身の世帯の家計に関する情報等を入力することにより、①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツールを日本学生支援機構から提供。 (URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

● 進学資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)」の場合)



トップ画面



選択画面

利用したいシミュレーションを選択する。



入力画面

収入額等に関する情報を入力する。



結果表示画面

支援される金額等が表示される。

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報を入力することによって、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかが示される。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報を入力することによって、支給の可否やその条件に応じた支給月額が示される。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報を入力することにより、貸与を受けることができる奨学金の種類 (無利子奨学金か、有利子奨学金か) と貸与月額が示される。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与型奨学金 (有利子奨学金・無利子奨学金) について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することに
16

新たな修学支援の法律の成立に伴い2019年5月から公開

文部科学大臣からのメッセージ

高等学校等の生徒の皆さん、保護者の方々へ

新たな修学支援の法律が国会で成立しました。

来年4月から大学、短期大学、高等専門学校、専門学校での学びを支援する新たな取組について、私からメッセージをお送りします。

高等学校などを卒業後、大学や専門学校などで学びたいと思った時、学費のことで不安になる人もいます。文部科学省では、これまでも無利子の貸与型奨学金の充実などに取り組み、平成29年度からは返還不要の給付型奨学金を実施しています。

来年4月からは、皆さんの「学びたい」気持ちをさらに応援し、経済的理由で進学をあきらめることがないように、現行の給付型奨学金の額を大幅に増やします。あわせて授業料や入学金も支援します。また、対象者も、住民税非課税世帯に加え、それに準ずる世帯まで拡大します。高等学校などの成績だけで判断せず、皆さんの「学びたい」意欲を何より重視します。

進学後は、「学びたい」気持ちを持ち続け、勉学に励んでください。今回の支援は、皆さんの周りの誰もが負担する消費税を財源としています。学生としての本分をしっかりと果たすとともに、卒業後には学びを活かしてそれぞれの道で活躍し、社会に広く貢献していただくことを期待しています。

なお、夏前には、高等学校などを通じた今回の支援への申込手続きが始まりますので、卒業後の進路や自分の将来について、先生方や保護者の方とよく話し合ってください。

希望する進学を叶え、自らの可能性を広げることは、人生を豊かにします。誰もが希望すれば、将来の夢に向かってチャレンジできる。私たちは、そんな社会を作っていきたいと考えています。

保護者の方々におかれては、子供たちが自分の将来に希望を持ち、大学や専門学校などで頑張ろうとする意欲や努力をしっかりと支え、応援していただきたいと思います。文部科学省は、経済的理由で進学をあきらめることがないように、今後とも、家庭の教育費負担の軽減に取り組んでまいります。

高等学校等の関係者の皆様へ

高等学校等の関係者の皆様におかれては、生徒に向き合い、その教育に御尽力いただいていることに心より御礼を申し上げます。また、教育委員会や学校を支える地域の皆様の御努力にも心より感謝いたします。

大学等における修学の支援に関する法律が国会で成立しました。

来年4月から大学、短期大学、高等専門学校、専門学校での学びを支援する新たな取組が始まります。生徒の「学びたい」気持ちをさらに応援し、経済的理由で進学をあきらめることがないよう、現行の給付型奨学金の額を大幅に増やします。あわせて授業料や入学金も支援します。また、対象者も、住民税非課税世帯に加え、それに準ずる世帯まで拡大します。

安心して子供を産み、育てていく上で、子供が高等学校等を卒業した段階で、経済的理由で進学をあきらめることなく、希望に応じて質の高い大学などへ進学できる見通しが立つことは非常に重要です。全世帯に比べて進学率が低い厳しい経済状況の世帯に対して、修学のための経済的負担を軽減することは少子化対策に資するものであり、今回の支援は、本年10月の消費税率の引上げによる増収分を活用して実施します。

今回の支援では、支援を受けた学生が大学などでしっかり学んだ上で、社会で自立・活躍できるようになることが極めて重要です。進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めた上で支援を行うことが必要となります。高等学校等には、成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談等により生徒の学習意欲や進学目的等を確認していただくようお願いいたします。

高等学校等の卒業後に進学を希望する生徒が、経済的理由で進学をあきらめることがないよう、様々な機会を通じて、保護者への説明に努めていただくようお願いいたします。なお、夏前には、今回の支援への申込手続が始まりますので、生徒や保護者への案内をよろしく申し上げます。

今回の支援は、進学の際には、子供の「学びたい」意欲を何より重視しますが、進学後はしっかり学習してもらうことを前提とします。こうした制度の趣旨を十分に踏まえ、日常の指導を通じて、本人の学習意欲や進学目的などを引き出しながら、生徒や家庭の実情に応じて、各学校で適切な進路指導を行うようお願いいたします。

誰もが希望すれば将来の夢に向かってチャレンジできる社会を作っていくことが、これからの日本にとって極めて重要です。文部科学省及び日本学生支援機構としても、制度の運用に当たって、学校現場に負担をかけないよう、十分配慮してまいります。未来を担う子供たちのために、皆様の御協力を心よりお願い申し上げます。

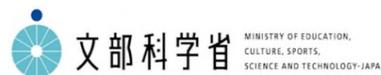
18

令和元年5月14日 文部科学大臣 柴山 昌彦

文部科学大臣メッセージ

高等学校等の生徒の皆さん、保護者の方々へ～高等教育での学びを支援する新たな取組～

【動画イメージ】



【動画url】

<https://www.youtube.com/watch?v=QKLXYkoBGUA>